

国・県の施策の動向

広島県教育委員会
学びの変革推進部生涯学習課

広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現

国の動向

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1)社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2)教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
- (3)教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえて着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備
◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人々が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

- ・現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ・女性活躍推進のためのリカレント教育の強化
- ・高齢者等の生涯学習の推進
- ・若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ・生涯を通じた文化芸術活動の推進
- ・生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

目標(11)人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

- ・新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
- ・社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成
- ・施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営
- ・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
- ・生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

目標(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

- ・教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施
- ・社会人が働きながら学べる学習環境の整備
- ・経済的な支援の実施
- ・労働者の学びに関する企業側の理解促進
- ・高等教育機関における実践的な職業教育の推進

目標(13)障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

- ・学校卒業後における障害者の学びの支援
- ・地域学校協働活動の推進
- ・切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実
- ・大学等における学生支援の充実
- ・障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

<地域における社会教育の目指すもの>

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割

～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGs
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割

人づくり

自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・成長

つながりづくり

住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化

学びと活動の好循環

地域づくり

地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起
住民の主体的参画による地域課題解決

2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化
する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

第2部 今後の社会教育施設の在り方

<今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

公民館

地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点

図書館

他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点

博物館

学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

<今後の社会教育施設の所管の在り方>

地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。

生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、**地方公共団体の判断により地方、公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設ける**ことについて、**社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件**に、可とすべき。

社会教育主事の職務と期待される役割

- 社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令>【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の営職舎の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

- 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。
- 「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。
「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

(養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力)

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

◆改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

◆改正の概要

○社会教育主事講習の科目及び単位数の改善（第3条関係）

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

○「社会教育士」の称号の付与（第8条第3項，第11条第3項関係）

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

◆施行期日 令和2年4月1日

社会教育士について

「社会教育士」とは！？～学びを通じて、人づくりと地域づくりに中核的な役割をはたす～

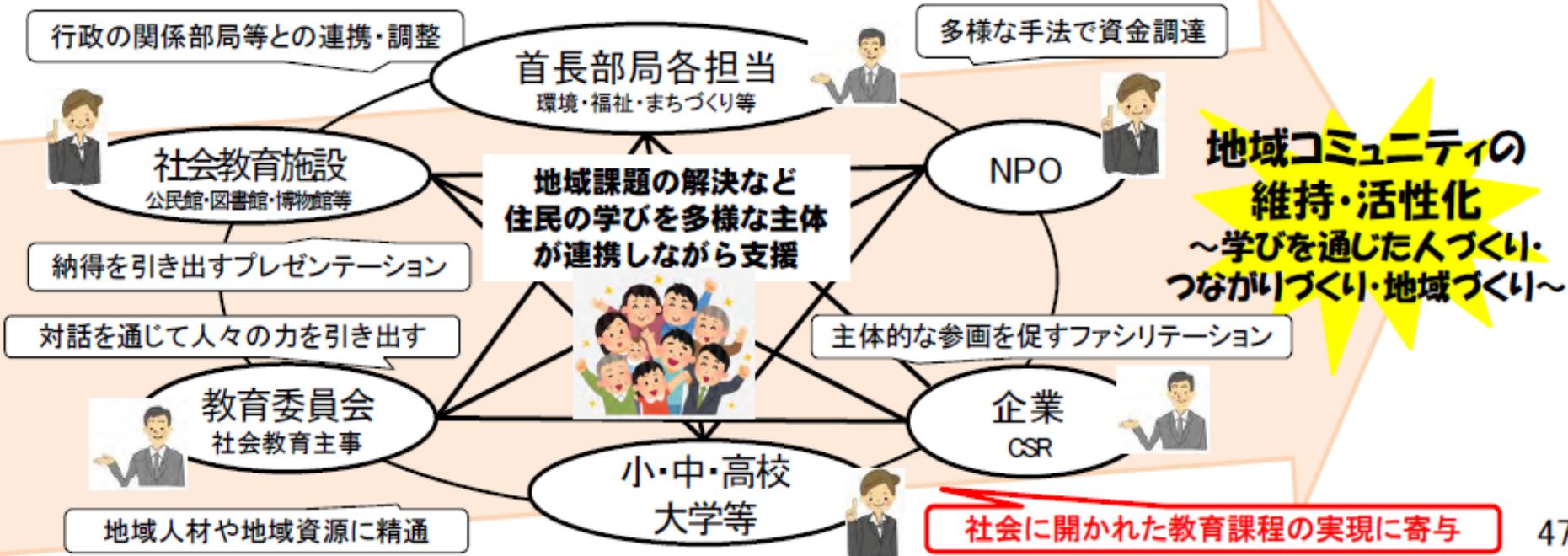
- 社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、令和2年4月より新設された称号
- 身につける**社会教育の体系的理解や専門性、コーディネート能力・ファシリテーション能力**等の発揮が期待される

「社会教育士」に期待される役割

- NPOや企業等の**多様な主体と連携・協働して**、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における**学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる**
- 住民の地域社会への**参画意欲を喚起**する
- 住民の多様な**特性に応じて学習支援**を行う
- 住民の学習成果を地域課題解決やまちづくり、**地域学校協働活動等につなげる**
- 地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出す
- 地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応じていく



社会教育を担う多様な主体に社会教育士がいることでさらなる学習機会の充実とネットワーク化が可能に！





社会教育士

知っていますか？

私たちのまちや暮らしにある様々な課題。
その課題の解決に向けて、地域に暮らすみなさんを支えるのが
「社会教育士」です！



詳しくは
特設サイトへ



社会教育士とは？

社会教育士は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程を修了した人たちの称号です。講習や養成課程で習得した社会教育の制度や基礎的な知識に加え、**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力**等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の多様な場で活躍することが期待されています。

社会教育士取得へのステップ



こんな方に社会教育士になることをおすすめします！

行政職員	NPOに所属する人	企業	学校の教職員
<p>どの部署の職員にとっても必要な地域のニーズに寄り合い、地域住民と協働していくための専門的スキルが身につきます。つまり、全ての行政職員におすすめです！</p>	<p>地域づくりや地域の課題解決に取り組む方には欠かせない、行政や住民等との連携・協働をスムーズにする「学びのスキル・ノウハウが体系的に身につきます。</p>	<p>企業が地域とともに持続的に発展していけるよう、地域の課題解決やSDGsの推進にも積極的に関わっていきたいという方、特に企業のCSR担当の方におすすめです。</p>	<p>子供の主体的・対話的で、探究的な学びの場や、社会に開かれた学びづくりを進めたいために、地域の人と連携したいと考えている方におすすめです。</p>

学校と地域の連携・協働について

背景

- 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」(平成27年12月)

- ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
- ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校(コミュニティ・スクール)を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと
等が提言された



- 社会教育法、地方教育行政法(平成29年3月改正、同年4月施行)

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月)を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、

- ・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定を整備(社会教育法)
- ・学校運営協議会の設置(コミュニティ・スクールの導入)を努力義務化するとともに、学校運営に必要な支援についても協議することを規定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)



目標

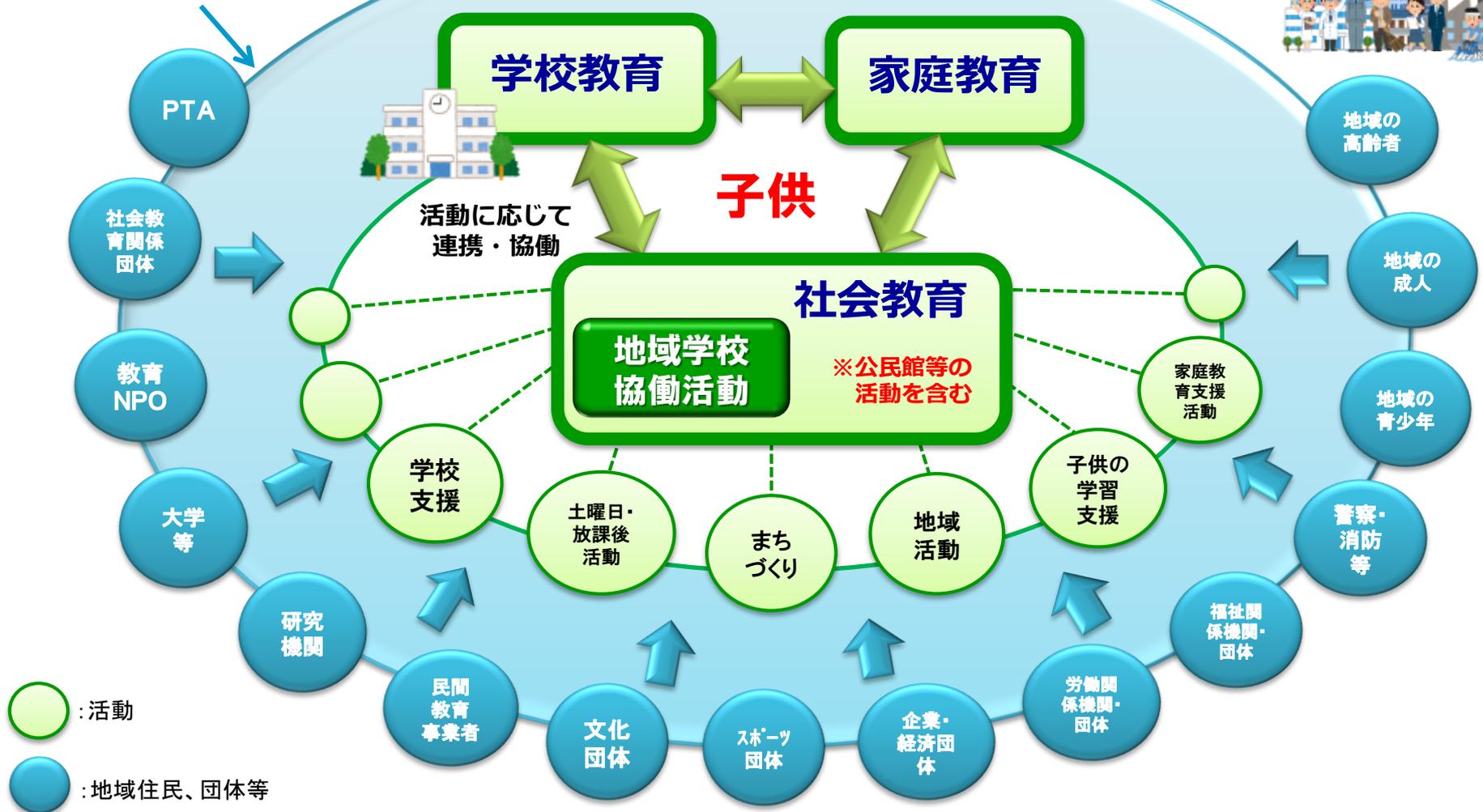
- ・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
 - ・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す
- (第三期教育振興基本計画 2018年度～2022年度)

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。

◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「**緩やかなネットワーク**」を形成



学校を核とした地域力強化プラン

令和3年度予算額 7,338百万円
(前年度予算額 7,373百万円)

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



背景・課題

- 少子化・高齢化の進展、地域のつながりの希薄化等を背景に、**子供たちを取り巻く地域力が衰退**。
- 各地域が抱える課題は様々であり、**各地域の課題に応じた取組が必要**。
- 「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けて、**学校・家庭・地域の連携・協働による取組が必要不可欠**。

学校を核として**地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業等を展開**することで、**まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成**するとともに、**一億総活躍社会及び地方創生の実現**を図る。



学校を核とした地域力強化プラン 事業内容

・地域の特色ある活動を柔軟に支援
・様々な活動を組み合わせる実施

<p>【地域と学校の連携・協働体制構築事業】 6,755百万円 (6,737百万円)</p> <p>各地方自治体において、地域と学校の連携・協働体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。</p>	<p>【地域における家庭教育支援基盤構築事業】 75百万円 (75百万円)</p> <p>地域人材の養成や家庭教育支援チームの組織化など家庭教育支援体制の構築、保護者への学習機会の提供や相談対応・情報提供に加え、児童虐待防止への対応を含む支援員等に対する研修の強化、保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施など地域における家庭教育支援の取組を推進する。</p>	<p>【地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業】 338百万円 (338百万円)</p> <p>「スクールガード・リーダー（防犯の知識を有する者）」「スクールガード（学校安全ボランティア）」の活用等により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。</p>	<p>【地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業】 5百万円 (47百万円)</p> <p>就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する。</p>
<p>【健全育成のための体験活動推進事業】 99百万円 (99百万円)</p> <p>宿泊を伴う様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。 また、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。</p>	<p>【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】 8百万円 (8百万円)</p> <p>「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。</p>	<p>【地域と連携した学校保健推進事業】 8百万円 (8百万円)</p> <p>養護教諭の未配置校等に対し、経験豊富な退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣し、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動の展開を図り、地域力の強化につなげる。</p>	

➡ **学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、一億総活躍社会、地方創生を実現**

背景・課題

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が必要。

事業内容

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進する。
- 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
- 地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の実施及び総合化、ネットワーク化を目指す。

(2) 地域学校協働活動の実施

- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、地域の様々な方々の参画を得て、学習支援や体験活動などの取組を実施するとともに、学校と地域とが連携・協働し「学校における働き方改革」を踏まえた活動に取り組む。

※ 新型コロナウイルス感染症予防に配慮しながらの活動の実施のために必要な経費を支援する。

件数・単価（国庫補助額）：9,000箇所（本部）×約70万円

概要

補助事業者：都道府県・指定都市・中核市

補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(ただし、都道府県・指定都市・中核市(以下「都道府県等1」)が行う場合は国1/3、都道府県等2/3)

補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること
②地域学校協働活動推進員を配置すること

<事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、協働活動支援員や協働活動サポーターなど様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

補助を行う地域学校協働活動

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
例)働き方改革審議における以下の活動等を実施。
①登下校に関する対応
②放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が帰ったときの対応
③児童生徒の休み時間における対応
④校内清掃
⑤部活動の補助
- 地域における学習支援・体験活動(放課後等における学習支援活動等)

事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、目標やビジョンを共有し、地域学校協働活動に取り組む地域が増加。
- 学校が抱える課題が解消されるとともに、「社会に開かれた教育課程」が実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

学習指導要領改訂の考え方

学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

社会に開かれた教育課程

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力
を踏まえた教科・科目等の新設や
目標・内容の見直し

どのように学ぶか

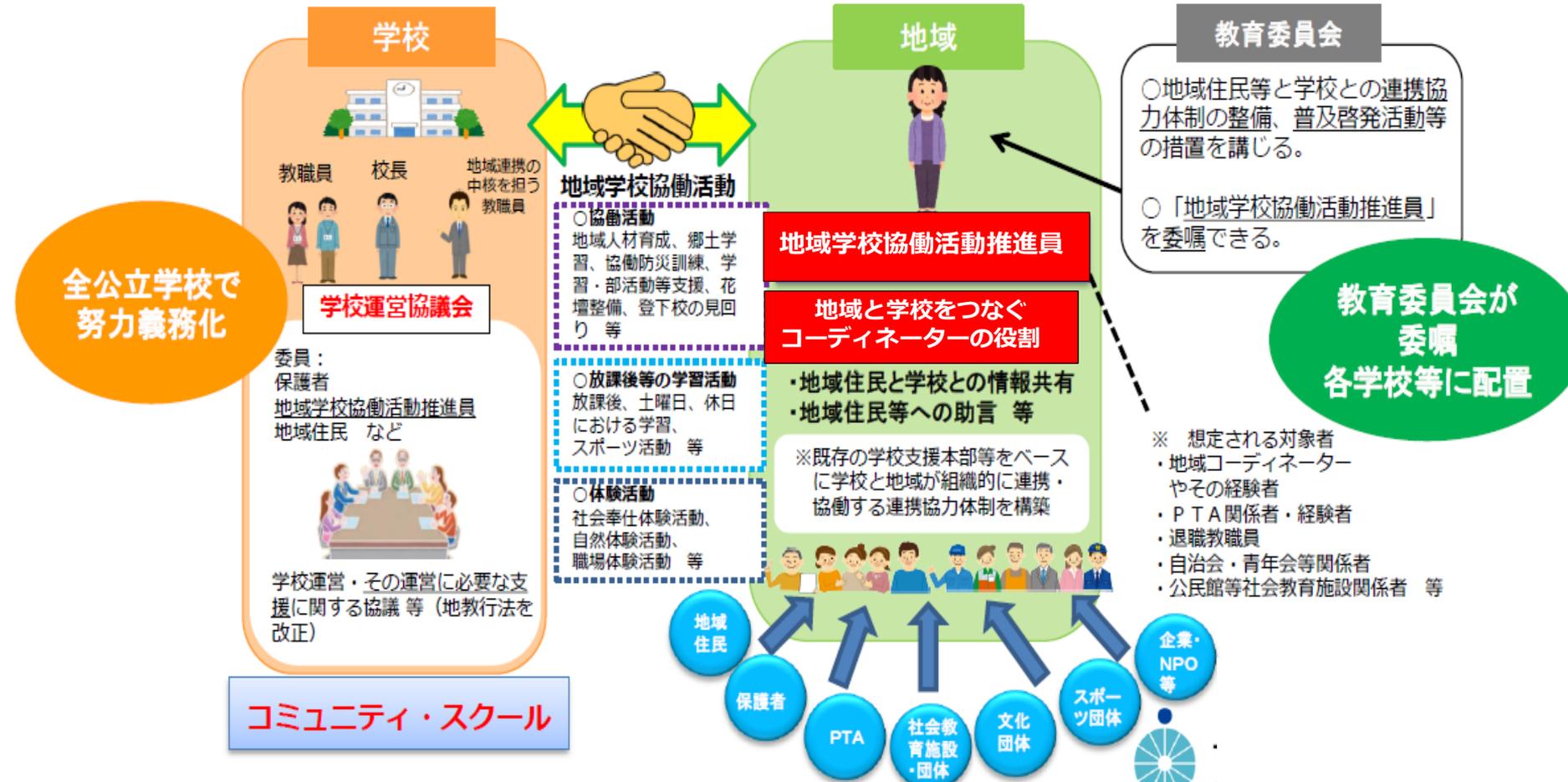
主体的・対話的で深い学び（「アク
ティブ・ラーニング」）の視点からの
学習過程の改善

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正（地教行法、社教法）

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである**学校運営協議会の設置を努力義務化**。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を全国的に推進するため、**社会教育法**を改正し、同活動に関する**連携協力体制の整備**や「**地域学校協働活動推進員**」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、**社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化**。

<地域と学校の協働体制のイメージ>



家庭教育支援の推進について

家庭教育の位置づけ

- 家庭教育は、**すべての教育の出発点**であり、父母その他の保護者が子供に対して行う教育。
- 子供の豊かな情操、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、**子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うもの。**

◆教育基本法(平成18年法律第120号)(抄) (家庭教育)

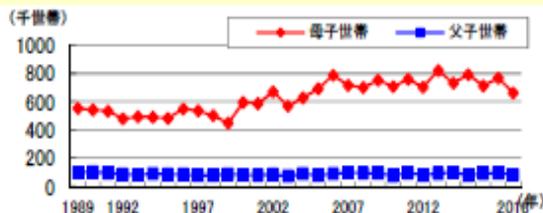
第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

家庭教育を取り巻く状況

家庭教育を行うことが困難な社会

- 核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
- 子育ての悩み・不安を持つ家庭の増加



様々な家庭の実情への配慮が必要

- 様々な課題を抱えつつ、地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭など支援が届きにくい家庭への対応
- 児童虐待など、子供をめぐる状況が懸念



地域での家庭と学校の更なる連携

- 家庭環境の多様化に伴い、**地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが必要**
- 学校における働き方改革の推進に伴い、**家庭と学校との連携の必要性が増加**

◆中央教育審議会答申(H31.1.25)(抜粋)
「学校における働き方改革を進めるに当たっては、(中略)家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携を強化し、学校における働き方改革により増加することが見込まれる子供たちの学校外における時間を生かし充実したものとすることが重要」

家庭教育支援に関連する施策の方向性

「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定) (抜粋)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

◇目標(6) : 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

- 多様化する家庭環境に対し、**地域全体で家庭教育を支える**。また、地域社会との様々なかかわりを通じて、子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに、**家庭や地域と学校との連携・協働を推進**する。

○家庭の教育力の向上

- 関係府省が連携し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、**地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局の間、関係機関・関係者の間で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。**
- 家庭教育支援員となる**人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実**を図るとともに、必要となる個人情報の円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど、**様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化**する。

◇目標(14) : 家庭の経済状況や地理的条件への対応

○地域の教育資源活用

- 社会教育施設を活用した読書習慣の定着等の教育格差解消に向けた活動、**家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じた課題別の効果的な支援等を推進し、成果の普及を図る。**

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- 学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。
- 児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等の管理職に対する研修を推進する。
- 幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。
- 重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- 地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、研修の充実を図る。**

地域における家庭教育支援基盤構築事業

(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和3年度予算額(案)

75百万円

(前年度予算額)

75百万円)



背景・課題

●地域全体で家庭教育を支える必要性

- 核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加
(児童(18歳未満)のいる世帯のうち、共働き世帯：949万世帯(H9)→1,245万世帯(R元))
(児童(18歳未満)のいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合：4.5%(H10)→6.5%(R元)【約72万世帯】)
- 身近に子育ての悩みや不安を相談できる相手がいない
(地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28))

●真に支援が必要な家庭へのアウトリーチ型支援の必要性

- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加
(児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11)→193,780件(R元(速報値)))
- 全児童・生徒数に占める不登校児童生徒の割合は増加
(不登校児童生徒の割合：小学生0.32%(H20)→0.83%(R元) 中学生2.89%(H20)→3.94%(R元))
- コロナ禍での生活不安やストレスによる児童虐待等のリスクの高まりが懸念

事業内容

地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進するため、真に支援が必要な家庭に寄り添い届けるアウトリーチ型支援の取組を含め、各地方公共団体が実施する家庭教育支援を担う人材の養成や「家庭教育支援チーム」の組織化等の推進体制の構築、保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等の取組を支援する。

◆地域全体での家庭教育支援の取組推進 ※地域の実情に応じて、以下の取組を行う地方公共団体(都道府県、市区町村)を支援(計1,000箇所)

家庭教育支援に関する推進体制の構築

<主な内容>

- 家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成
・子育て経験者や元教員、民生委員・児童委員、保健師等、地域の多様な人材の参画を促進
- 家庭教育支援員等の配置
・小学校等に家庭教育支援員を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援の体制強化
- 「家庭教育支援チーム」の組織化
・地域における家庭教育支援が継続的に実施できるようチームの組織化

家庭教育支援に関する取組の実施

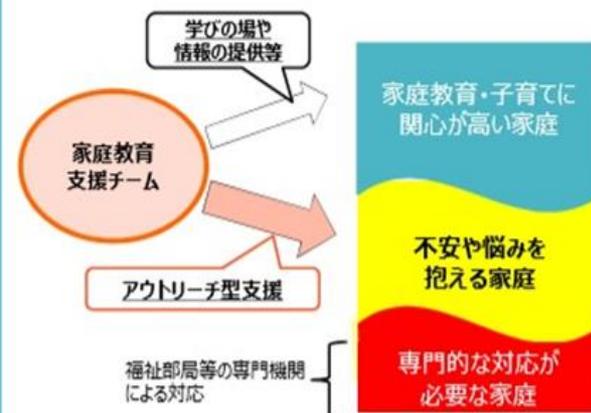
<主な内容>

- 保護者への学習機会の効果的な提供
・就学時健診や保護者会など、多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供
- 親子参加型行事の実施
・親子の自己肯定感や自立心などを養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開
- 家庭教育に関する情報提供や相談対応
・悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施

真に支援が必要な家庭への対応(アウトリーチ型支援)(児童虐待防止等)

- 家庭教育支援員等に対する研修
・子供の健やかな育ちをめぐる課題への対応(虐待防止等)などに関する研修の実施
- 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援
・育児に周囲の協力が得られない家庭等、真に支援が必要な家庭へ個々の情報提供や相談対応等、保護者に寄り添う支援の実施

<地域における家庭教育支援(イメージ)>



全国の様々な地域において、それぞれの実情に応じた家庭教育支援の取組を実施

身近な地域に子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善 [34.2% (H28)]

家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築

家庭教育支援チーム

● 「家庭教育支援チーム」って何？

子育て経験者など、地域の多様な人材で構成された自主的な集まりです。学校や地域、教育委員会等の行政や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育を応援する様々な活動を行います。

“身近な地域の子育て・家庭教育応援団”です！

● 「家庭教育支援チーム」の主な活動は？



① 保護者への学びの場の提供

保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供，相談対応

② 地域の居場所づくり

地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラム実施・情報提供，日常的な交流の場の提供

③ 訪問型家庭教育支援

地域から孤立した家庭等へ，家庭訪問等により個別に情報提供や相談対応し，学びの場や地域社会への参加を促進

県の動向

令和3年度 主要施策の概要

新たな価値を創造する人づくりの実現

広島版「学びの变革」アクション・プランの推進 ～「学びの变革」の更なる加速～

重点事業

一部新規

★「学びの变革」推進事業…多様な学習機会と場の提供等を通じた「個別最適な学び」や、デジタル技術の効果的な活用等を通じた「主体的な学び」を促す教育活動の充実による「学びの变革」の更なる加速

新規の取組

- カリキュラムの質的向上
学科等の特色を生かしたカリキュラムの開発や、小中学校における探究的な学習に係るカリキュラムの開発などを実施
- 探究的な学びに必要な学習環境の充実
中山間地域の県立高等学校において遠隔教育システムを整備し、探究的な学びの実現につながる教育活動を展開
- 教員の資質・能力の向上
「本質的な問い」を設定する力やファシリテート力・評価する力など、「主体的な学び」の実現に必要な資質・能力を養成
- 資質能力の評価方法の充実
生徒の資質・能力の定着状況を客観的に評価する手法の研究

★「GIGAスクール構想の実現」に向けたICT基盤整備事業…デジタル機器を効果的に活用した教育の実現
➢学校における高速大容量の通信ネットワーク環境整備を推進～普通教室・特別教室における授業での活用～ ≒R3新たな視点

★デジタル化に対応した産業教育設備整備事業【令和2年度2月補正】…Society5.0時代における産業を支える職業人の育成 新規
➢職業教育を主とする専門学科等を設置する県立高等学校等において、デジタル化に対応した産業教育設備を整備

★「学びの变革」牽引プロジェクト…広島県智学園中・高等学校において「学びの变革」を先導的に実践し、そのノウハウを全県的に共有
➢IB取得等に向けた専門家との連携など、教育カリキュラムの運用に向けた取組の実施
➢外国人教員など専門人材の確保を含む、教職員の採用・育成に向けた取組や、日本人教員の長期派遣研修の実施

★異文化間協働活動推進事業…児童生徒のグローバルマインドや実践的なコミュニケーション能力の育成
➢オンラインを活用した姉妹校交流等の支援など、国内異文化間協働活動の推進 ≒R3新たな視点
➢海外教育行政機関と連携した共同プロジェクトなど、小・中・高の系統的な異文化間協働活動の推進

★「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プロジェクト
➢園所等の教育・保育の質の向上を図る研修など、教育・保育内容の充実
➢園所を通じた啓発資料の配布など、家庭教育支援の充実

★特別支援教育ビジョン推進事業
➢職業教育・就業支援の充実や、医療的ケア実施体制の整備
➢在籍者数の増加に対応した今後の教育環境整備の方針を踏まえた対応策の具体的検討や実施 ≒R3新たな視点

★中山間地域の次世代を担うリーダーの育成
➢高校生が地域や市町と連携し、地域活性化に向けた取組を実施

★生徒指導総合対策事業
➢生徒指導上の諸課題の未然防止や早期対応を図るため、生徒指導体制及び教育相談体制を充実

★体力・運動能力向上推進事業
➢運動の楽しさを味わうことのできる指導法を研究機関等と連携して開発し、体育における主体的な学びを促進 ≒R3新たな視点
➢地域の専門的指導者派遣による運動部活動の指導を支援

★オリンピック・パラリンピック教育推進事業
➢学校でオリンピック・パラリンピック教育を実施し、児童生徒のスポーツに対する学びを促進

★ことばの教育の推進
➢全ての教育活動における言語活動の充実

★キャリア教育の推進
➢発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

★教職員指導力向上事業
➢教職員個々の能力・適性等に応じた人材育成を図る研修の実施

★学校業務改善推進事業
➢スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置・活用

★学びのセーフティネット構築事業…家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現
➢小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、要因に対応した取組手法の県内への普及
➢スクールソーシャルワーカーの配置など相談支援体制等の強化や、不登校等児童生徒への支援の充実
➢ICT機器の購入に係る負担軽減のための給付の実施

★コミュニティ・スクール推進事業
➢全県立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の取組の充実

★魅力ある高校づくり推進事業
➢地域の特性・社会のニーズに対応した魅力ある高校づくりの支援

★県立学校施設設備整備事業
➢老朽化対策等の施設・設備整備による安全・安心で質の高い教育環境の整備

★地域学校協働活動推進事業
➢市町における放課後子供教室等の実施による地域の教育力向上

安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン

県政運営の基本方針2021

県政運営の基本姿勢

それぞれの欲張りなライフスタイルの実現を目指して、県民一人一人の挑戦を後押しする。

政策の基本方向

■県民の挑戦を後押し
○新たな価値を創造する人づくりの実現

▶乳幼児教育・保育の充実
・園所等における教育・保育内容の充実
・家庭教育支援の充実

▶「学びの变革」の推進
・デジタル技術を活用した探究的な学習活動
・個別最適な学びの推進
・教員のファシリテート力向上を図る研修内容の再構築

▶学びのセーフティネットの構築
・学習のつまずきの解消
・不登校児童生徒支援の強化

▶特別支援教育の充実
・合理的配慮の提供や切れ目のない一貫した指導・支援の実施

▶キャリア教育・職業教育の推進
・就職指導・支援の充実

施策を貫く3つの視点

①DXの推進

②ひろしまブランドの強化

③生涯にわたる人材育成

施策領域

子供・子育て

教育

防災・減災

スポーツ・文化

中山間地域

などの17領域

広島県 教育に関する大綱

今後5年間の教育施策の基本的方向性を整理(R3～R7)

＜基本理念＞
広島で学んで良かったと思える
広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現

＜目指す姿＞
一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、
多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくり

▶「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、
「オール広島県」で基本理念・目指す姿の実現に向けて、
果敢にチャレンジ

地域学校協働活動推進事業（広島県）

地域全体で子供たちの成長を支えるため、地域と学校が連携・協働し、地域の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

県

- 指導者研修会の実施 地域学校協働活動推進員やボランティア等の資質向上や情報交換等
- 大学生のボランティアチーム「ワクワク学び隊」の派遣 大学への協力依頼、学生チームの募集と登録、派遣
- 地域と学校の連携・協働体制構築研修会の開催 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進事例の発表や意見交換等

地域学校協働活動

「地域学校協働活動推進員」等のコーディネートにより、
地域と学校が協働して教育活動を実施
※ふるさと発見学習 ※防災学習
※学校の環境整備 等

連携

学校運営協議会

（コミュニティ・スクール）

学校運営・その運営に必要な支援に関する協議

市町

地域未来塾

対象：すべての中学生、高校生

学習支援の場

地域住民の協力による、学習習慣の定着を目的とした学習支援

放課後子供教室

対象：すべての小学生

学び・体験・交流・遊びの場

- ・スポーツや文化活動等の体験活動
- ・地域の大人や異年齢の子供との交流
- ・予習や復習、補習等の学習活動

連携

放課後児童クラブ

要請

派遣

要請

派遣

大学生ボランティアチーム ワクワク学び隊

【ね ら い】 放課後子供教室等の活動内容を充実・活性化 ※大学生の社会貢献活動への参加を支援

【チームの構成】 県内の大学に在学している学生が複数人で構成

【活動内容】 実験、観察、工作、音楽、英会話、レクリエーション、学習支援 等



地域学校協働活動の取組事例



【放課後子供教室・地域未来塾】（庄原市）

教育プロジェクト事業 総領自治振興区子供事業

H28「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・住民参加による地域の教育力向上
- ・中学生への学習支援（放課後塾）



【地域学校協働基盤活動】（廿日市市）

地御前小学校区学校支援地域本部 地小っこ応援団

H29「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・校内に「ふれあいルーム」（本部事務局）を設置
- ・「ボランティアガイド」を活用した事前研修



【地域未来塾（放課後子供教室）】（安芸高田市）

安芸高田市 無料公営塾

地域未来塾（H29～）

- ・市内全小学校（5・6年生）で実施
- ・家庭学習支援コーディネーター（校長OB）の配置



【地域学校協働活動】（北広島町）

ともに豊平っ子を育てる会

H30「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・地域とともに創る学校、
将来のふるさとを担う人材の育成
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を軸に進める協働活動



【学校運営協議会（コミュニティスクール）】（府中市）

府中明郷学園学校運営協議会

R01「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・地域の中に学校を！学校の中に地域を！
- ・児童生徒の「起業家精神」の育成
- ・1年生から9年生まで（義務教育学校）
連続したカリキュラム開発（社会に開かれた教育課程）



【地域学校協働活動】（大崎上島町）

大崎海星高等学校魅力化プロジェクト

R2「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・地域との関わりを円滑するために
学校にコーディネーターを配置
- ・生徒の積極的な地域行事等への参加
- ・伝統の「權伝馬競漕」の担い手育成

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン

全県的な乳幼児期の教育・保育の質の向上を図るため、
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに基づいた家庭教育
や教育・保育施設への支援などの施策を展開し、本県が目指す
乳幼児の姿の実現を目指す。

本県が目指す乳幼児の姿

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」

感じる・気付く力

うごく力

考える力

やいぬく力

人とかかわる力

園・所等における教育・保育の充実

- ・ 教育・保育内容，教員，
保育士等の研修の充実等
- ・ 幼・保・小連携教育の推進

家庭教育支援の充実

- ・ 子育てに役立つ情報の提供
- ・ 親子の学び・集いの場の推進
- ・ 地域による親子支援

親子の学び・集いの場の推進

・ 親などの育ちを応援する学習機会の充実

「親の力」をまなびあう学習プログラム

- 身近なエピソードをもとにした内容
- 子育て段階等に応じたプログラム
- 楽しく話し、聞いて納得する参加型

自分一人が悩んでいるのではないことが分かり、気持ちが軽くなりました。



令和元年度新規開発教材

みんなどうしてる？

～親編・親の生活編・子供の生活編～

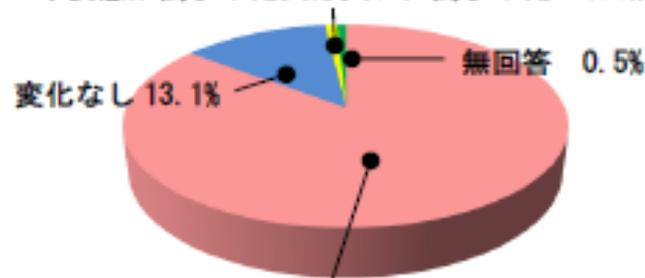


(サイコロ製作協力)
安田女子短期大学保育科の皆さん

乳幼児(0～2歳)の保護者を対象に「ネウボラ」等で、「短時間/少人数」で楽しく学べる教材を開発しました。

参加者の約85%が子育ての不安が軽くなったと感じています！

子育ての不安や悩みに変化がありましたか？
不安感が高まった又は大いに高まった 1.5%



安心感が大いに高まった又は高まった 84.8%

地域による親子支援

- ・ 地域における子育てボランティアの育成
- ・ 子育てボランティア等による **チーム型支援体制** の充実

【家庭教育支援チーム】

～県内の家庭教育支援チーム（文部科学省登録）～



家庭教育支援チーム



尾道市向東地区 家庭教育支援チーム

“親ぢから” (H20～)

- ・ 「子育て・親育ち講座」
- ・ 「子育てサロンと中学生の保育交流」
- ・ 各種相談対応 …

H29「家庭教育支援チーム」活動の推進に係る文部科学大臣表彰受賞



呉市 家庭教育支援チーム

“呉『親プロ』ファシリテーションクラブ” (H25～)

・ 親プロ（講座型）



府中町 家庭教育支援チーム

“くすのき” (H24～)

- ・ 親プロ班（親プロ実施）
- ・ 広報班（啓発・情報発信）
- ・ 託児班（各種行事託児）
- ・ 訪問班（届けにくい方へ）
- ・ しゃべり場班（サロン）



世羅町 家庭教育支援チーム

“Pクラブせら” (H22～)

- ・ 親プロ(講座型)

R01「家庭教育支援チーム」活動の推進に係る文部科学大臣表彰受賞



ありがとうございました。